**株式譲渡制限設定につき株券提出公告**

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき株主総会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年九月三十日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年八月二十八日

東京都目黒区下目黒一丁目八番一号

株式会社雅秀エンタープライズ

代表取締役　松澤　和浩

**全部取得条項付種類株式取得につき株券提出公告**

当社は、全部取得条項付種類株式である優先株式の全部を取得することにいたしましたので、該当株券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年九月三十日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年八月二十八日

東京都文京区千石三丁目二六番六号

株式会社オーアンドエムグリーンクラブ

代表取締役　染宮　香絵

**合併につき株券等提出公告**

当社は、株式会社日本医療事務センターと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年十月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年八月二十八日

大阪府大阪市北区堂島二丁目二番二号

株式会社アイ・エム・ビイ・センター

代表取締役　松田　正弘

**特定社債権者集会決議認可公告**

平成二十四年八月十七日午前九時〇〇分開催のエムエムデベロップメント特定目的会社第一回特定社債（一般担保付及び適格機関投資家限定）（以下「本社債」といいます。）の特定社債権者集会（以下「本集会」といいます。）における左記決議について平成二十四年八月二十日付で裁判所の認可決定（東京地方裁判所民事第八部平成二十四年（ヒ）第三百八十九号）がありましたので公告致します。

記

本集会における決議事項

本社債の社債要項の一部を変更する件

本決議は、本社債の社債要項の規定のうち、「元金の償還」（第九項）、「元利金支払の方法」（第二十四項）、「特定社債券の喪失等」（第二十五項）、末尾「定義集」、別紙一「売却・リファイナンス手続」及び別紙二「資金管理ルール」その他必要な事項の変更並びに別紙五「延長依頼書」の追加的変更を行うためのものです。

平成二十四年八月二十八日

東京都千代田区丸の内二丁目二番三号

エムエムデベロップメント特定目的会社

取締役　飯森　賢二

**外国会社の全ての日本における代表者の退任公告**

当社の全ての日本における代表者である竜啓介が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年八月二十八日

東京都港区六本木一丁目一〇番三号

ブレイディ・テクノロジー（ランファン）有限公司

日本における代表者　竜　啓介

**限定承認公告**

本籍東京都千代田区千代田一番、最後の住所東京都渋谷区円山町五番四号フィールA渋谷一四一二　被相続人　亡　大竹　裕也

右被相続人は推定平成二十四年四月二十一日死亡し、その相続人は平成二十四年七月三十日東京家庭裁判所にて限定承認をしたので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月二十八日

福島県大沼郡会津美里町赤留字堂ノ前一一七八番地　相続財産管理人　大竹　健一

**金融商品取引業に係る吸収分割の公告**

当社は、吸収分割によりフォレックスクラウン株式会社（住所　東京都千代田区外神田六丁目一四番七号）に対して当社の第一種金融商品取引業に係る事業の一部を承継させることといたしましたので、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

なお、効力発生日は平成二十四年九月二十九日です。

平成二十四年八月二十八日

東京都港区赤坂一丁目三番三号

イニシア・スター証券株式会社

代表取締役　太田　喜博

**訂正公告**

平成二十四年八月二十三日（号外第一八三号）掲載のカツ興産株式会社に係る合併公告及び第十八期決算公告（枠組）中、「単位：千円」とあるは「単位：円」の誤りにつき訂正いたします。

平成二十四年八月二十日

扱　店

**取消公告**

平成二十四年二月二十七日（号外第四十三号）掲載の解散公告（第一回）、平成二十四年二月二十九日（号外第四十五号）掲載の解散公告（第二回）、平成二十四年三月二日（号外第四十七号）掲載の解散公告（第三回）は取消します。

平成二十四年八月二十八日

静岡県御殿場市上小林八九七番地の三

社団法人上小林振興会

清算人　瀬戸　盛保

**取消公告**

平成二十四年六月二十八日（号外第一四一号）掲載の左記会社に係る合併公告及び決算公告（枠組）中、合併公告のみ取消します。

平成二十四年八月二十八日

大阪市住之江区浜口西二丁目一番一〇号

（甲）株式会社田浦総合経営事務所

代表取締役　田浦　克師

大阪市住之江区浜口西二丁目一番一〇号

（乙）株式会社協和

代表取締役　田浦　克師

**正誤**

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|---|---|---|---|---|
| 三 | 下 | 一一 | 第二条第十三号第二条第一項第十三号 | |
| 〃 | 〃 | 終りから一二 | 限る。 | 限る。(2)において同じ。 |
| 〃 | 〃 | 一九 | （以下「指定時間」という。）まで | 以後、あらかじめ定めた予定供給量又は予定供給量の算定方法の変更を行わない |
| | | | に、特定契約電気事業者に予定供給量を通知する | |

三ページ下段終りから一八行目を削る。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 三 | 下 | 終りから二 | 同条第三項 | 同条第二項ただし書 |
| 四 | 上 | 〃 | 三以下この号イ。 | 及びロ(2)調達価格と調達価格 |
| 〃 | 下 | 一 | 一七接続に | 一九買取価格 |
| 五 | 上 | 終りから一三 | 接続の請求に | 二〇買取価格毎 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 住宅 | 住宅の居住者 |
| 〃 | 下 | 三 | | 設置場所について所有権その他の使用の権原を有する者 |
| 〃 | 〃 | 二 | 九〉 | 九〉 |
| 〃 | 〃 | 〃 | | 若しくはC八九九一及びC八九九二―一若しくはC八九九一、C八九九二―一及び |

六ページ上段六行目から八行目は次のとおりの誤り。

十　法附則第十二条の新エネルギー等認定設備でないこと。

| | | |
|---|---|---|
| 七 | 上 | 二三 | 認定の申請 | 認定 |

七ページ上段終りから八行目と七行目の間に次のように加える。

7　経済産業大臣は、法第十七条第一項の申請に係る事業所の年間の当該申請に係る事業に係る電気の使用量が令第二条第二項に規定する量を超え、かつ、当該事業所の年間の電気の使用量の二分の一を超えると認められるときは、法第十七条第一項の認定を行うものとする。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 七 | 下 | 終りから九 | 法附則第四条の規定に基づき法第十七条第一項の規定の例により | 平成二十四年度法において法第十七条第三項の規定の適用 |
| 〃 | 上 | 八 | 七イ | (2) |
| 〃 | 〃 | 九 | 二（2） | 一九買取価格 |
| 〃 | 〃 | 八 | 一 | 二〇買取価格毎 |
| 〃 | 〃 | 終りから一〇 | （ | 調達価格と |

平成二十四年七月二日（号外第百四十四号）掲載の横浜地方裁判所に係る平成二十四年（フ）第一一六一号破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中

（原稿誤り）

| | | |
|---|---|---|
| 二一一 | 二五 | 債務者　沼賀友紀（旧姓髙橋） |

平成二十四年八月二十日（号外第百七十九号）掲載の（甲）株式会社平興産、（乙）株式会社タイラベストビートに係る吸収分割公告及び決算公告（枠組）中

（印刷誤り）

六〇ページ四段目株式会社平興産第二十七期決算公告枠中「自己株式　▵449,800」とあるのは「自己株式　▵499,800」の誤り。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　八月二十八日付第一八六号
七月十一日付参会第一九号

三二ページ●同日付政府調達第一六四号二四ページ●
四〇ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　送料別（配）